

1月入会者の会員資格についての内規

2006.5.13

- 一 例年1月の理事会にて入会が承認された会員(前年12月までの申請者)については、以下の資格を有するものとする。
 - 同年5月に開催が予定される「九州中国学会大会」での研究発表の応募。
 - 同年5月に発行が予定される「九州中国学会報」への研究論文の投稿。
 - *なお、上記の応募締め切りは、既存会員の期日に準拠することとする。
- 二 1月に入会が承認された者の学会費納入の起算日は、同年5月から始まる「新年度」とする。ただしその会費の請求は、既存会員と同様に、同年3月に行われるものとする。
- 三 この内規は、維持会員として入会を申請する者および普通会员として入会を申請する者いずれにも等しく適用する。